税政連のしおり

税政連は税理士会の要望を実現する団体です

日本税理士政治連盟

日本税理士政治連盟規約

（目　的）

第４条　本連盟は、日本税理士会連合会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

（事　業）

第５条　本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
(2) 政府、政党及び国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動
(3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
(4) 単位税理士政治連盟及びその会員に対する情報の提供並びに機関紙の発行
(5) 日本税理士会連合会及び単位税理士政治連盟との連絡調整並びに連携の強化
(6) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

日本税理士会連合会会則

（目　的）

第２条　本会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。

税理士法

（税理士の使命）

第１条　税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

（建議権）

第 49 条の 11　税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。

第 49 条の 15　…第 49 条の 11 の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

※税政連関係図 P7 図表の注 1、注 2 参照

Ⅰ 今、なぜ税政連が必要か

今日では、税理士制度を維持し、その拡大・発展を図るには政治を離れて考えることはできず、われわれの業界の発展は政治活動抜きというわけにはいきません。

税理士会があって、さらに税理士政治連盟（税政連）が必要なのはなぜかという疑問がおありでしょう。税理士会は、強制入会の特別法人であるため政治活動を行うには限界があります。これを補う意味から税政連が必要なのです。

Ⅱ 税理士会の要望を実現する団体

税理士会は税理士法に基づく特別法人であるのに対して、税政連は政治資金規正法に基づく団体です。

このように、法的組織としては別個の団体ですが、税理士会の要望を実現するための政治活動を税政連が受け持っているということです。

現在、全国15の税理士会ごとに単位税政連を結成し、全国統一連合体として日本税理士政治連盟（日税政）が組織されています。

日本税理士政治連盟　組織図

III 税理士会との違い

税理士会は、会員の業務の改善進歩に資するため、指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としています。更に税務行政や税理士の権益に関連する制度などについて調査研究を行い、必要に応じこれらの事項について建議し又は諮問に答申する役割があります。後者は、法律に関わるものであり、立法化されて初めて価値のあるものとなります。このように我々の身分と業務は法律に密接に関係しており、より良いものにするには、政治力が必要になります。ところが税理士会は特別法人であり政治活動が制限されているので、税政連が税理士会の要望の実現に向けて政治活動をしています。

IV 税理士制度を発展させるために

税政連は、例えば税制改正、税理士法改正など税理士制度や税理士の権益に関連する問題について、税理士の立場から政治活動を通じて解決を図ろうとする団体です。税理士制度や税理士の権益に関係のない、一般的な政治的主義主張を実現しようとする政党のような政治団体ではありません。

税政連が「税理士制度の発展及び税理士の権益の確保・拡充」という目的を達成するためには、全税理士が一つに結集してこそ、大きな政治力を発揮できるのです。もちろん、個人の思想・信条は自由であり、いささかも個人の自由を制約するものではありません。

税政連の活動によって多くの成果を得ることができました。この成果の恩恵は、税理士会員のすべてが等しく享受しているものですので、税理士会員全員が税政連に参加していただくことが望ましいものです。

第53回定期大会であいさつする太田会長

V 税政連の活動は

税理士会の要望の実現に向けて、政党や国会議員に働きかけを行っています。これを効果あらしめるために選挙に際しては推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことが重要な施策です。

また、「後援会」を組織して、国会議員等と常日頃から接触をし、国会の情勢や生の政治の動き等の情報を得ると同時に、われわれの要望を十分に伝えて理解してもらい、いざというときに備えております。これは、他の自由職業団体の例をみない、わが業界独自のものですが、議員の正しい政治活動を支援するための組織として、税政連の最も重要な日常活動です。

VI 小さな負担で大きな成果を

税政連の財政は、現在、会費と寄附金によって賄っています。税政連が活発な活動を展開して、より大きな成果を得るためには、皆さんに会費を負担していただくことが大きな力になるのです。

VII 税政連の生い立ち

日本税理士政治連盟の前身である全国納税者政治連盟は、政府の税理士法改正作業が進められる中、昭和38年10月17日、東京・日比谷公会堂に全国から税理士及び一般納税者約3,500人を集め、政界をはじめ来賓多数を迎えて盛大な結成式を行いました。この組織は、税理士会員とその関与先及び家族、従業員が大同団結して、納税者を真に理解し、明るい税務行政の樹立のために貢献を惜しまない政治家を国政に送り、全納税者がひとしく社会福祉の恵沢を確保しようとすることにありました。

全国納税者政治連盟は、昭和43年に日本税理士会連合会との関係をより明確化するため、日本税理士政治連盟と名称を変更して今日に至っております。

この間、税理士法の改正を実現し、税制改正、商法改正、職域の防衛・拡大等に組織をあげて対応してきました。

太田会長と麻生財務大臣

Ⅷ 税政連の成果と課題

1．税理士法改正

税理士制度は、昭和17年、税務代理士法によって法制化され、昭和26年に税理士法が制定されました。以来、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年、平成26年と大きな改正が行われました。税政連は、税理士会と連携して納税者に信頼される制度として税理士法が改正されるよう活動を進めています。

《税理士法改正の歩み》

（1）昭和17年から平成13年における税理士法改正

昭和17年	税務代理士法制定
昭和26年	税務代理士法から税理士法への改変
昭和31年	税理士法改正 ● 計算事項等を記載した書面の添付制度の創設 ● 税理士会への強制加入制度の創設　など
昭和36年	税理士法改正 ● 税理士会への登録事務の移譲　など
昭和55年	税理士法改正 ● 税理士の使命の明確化 ● 税理士業務の拡大と充実 ● 特別試験制度の廃止 ● 登録即入会制への移行　など
平成13年	税理士法改正 ● 租税に関する訴訟における補佐人制度を創設 ● 資格取得の免除制度の見直し ● 税理士法人制度の創設 ● 税理士会会則に研修に関する規定と紛議調停に関する規定を追加し報酬に関する規定を削除 ● 財務大臣による役員の解任規定の廃止 ● 許可公認会計士制度の廃止　など

（２）平成２６年の税理士法改正

平成２６年においては、次の１２項目の見直しが行われました。最重要項目であった公認会計士の資格付与の見直しについては、税政連が極めて重要な役割を担いました。長い年月をかけて、政府・与党の税制改正大綱にその方向性を継続的に盛り込み、各党に設置された税理士制度の議員連盟を通じて有力議員の理解を得ながら、関係団体との意見調整を進める等、日税連と連携し改正を進めました。

【平成２６年税理士法改正の主な見直し項目】

- 租税教育への取り組みの推進
- 調査の事前通知の規定の整備
- 報酬ある公職についた場合の税理士業務の停止規定等の見直し
- 税理士試験の受験資格要件の緩和
- 補助税理士制度の見直し
- 公認会計士に係る資格付与の見直し
- 税理士に係る懲戒処分の適正化
- 懲戒免職等となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し
- 事務所設置の適正化
- 税理士証票の定期的交換
- 電子申告等に係る税理士業務の明確化
- 会費滞納者に対する処分の明確化

平成２６年３月３０日　参議院本会議で可決
（写真提供：大蔵財務協会）

（３）今後の税理士法改正

税理士制度の改革に休息はありません。日税連は、次期税理士法改正に向けた検討を加速させており、令和２年１２月１０日に自由民主党と公明党が決定した「令和３年度税制改正大綱」には、次のとおり次期税理士法改正に向けたコンセプトが明記されました。

- **ＩＣＴ化とウィズコロナ時代への対応**
- **多様な人材の確保（税理士試験受験資格の見直し等）**
- **税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備**

自民党税理士制度改革推進議員連盟総会で
税制改正について要望

日税政は、日税連と連携し、税理士制度が納税者にとってなくてはならない制度であり続けるために、また、次世代を担う人々にとって魅力のある制度であり続けるために、地域に密着した税政連活動をより一層推進し、国会議員へアピールする力をさらに強化してまいります。

そのためには、すべての税理士が税政連の組織を理解し、税政連の活動に積極的に参加していただくことが不可欠なのです。

税政連のしおり

税政連関係図（税理士法改正・税制改正の流れ）

注１．建議書の作成・提出・実現

建議とは「意見を申し立てること。その意見。」であり、日税連は各税理士会から提出された意見書などを基に審議し、毎年６月に税制改正に関する建議書などをとりまとめる。同時に日税政からも、調査研究部などの検討に加わっており、日税連と日税政間において建議書作成のための調整が行われる。

そして政治活動が制限されている税理士会とは別組織の税政連が、税理士会の要望実現に向けて建議書を基に政治活動（陳情活動その他）を行うのである。

注２．P1（建議権）参照

注３．要望書の作成

日税政は、日税連が作成する建議書を基に税制改正要望書を作成し、国会議員等へ陳情を行っている。

注４．P4、４行目参照

2．税制改正

（１） 毎年の税制改正に対して、日本税理士会連合会は、唯一の税務の専門家として税制建議を権限ある官公署に提出しています。税政連は、この日税連の税制建議を実現するため、税制改正が審議される政党・国会議員等への要望等を進めています。

また、国税不服審査制度の見直しや番号制度等の納税環境整備に関する議論に対して、税政連は、日税連と連携して、税理士会の要望実現のため積極的に対応しています。

日本税理士会連合会の税制建議を受けて、その実現の運動を展開したところ、次のような項目（一部実現したもの、検討事項とされたものを含む）が実現しました。

【令和２年度税制改正大綱に取り上げられた主な要望項目】

- 寡婦（寡夫）控除の適用要件の見直し
- 連結納税制度の見直し
- オープンイノベーション促進税制の創設
- 納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化
- 振替納税の通知依頼及び ダイレクト納付の利用届出の電子化
- 電子帳簿等保存制度の見直し

【平成31年度税制改正大綱に取り上げられた主な要望項目】

- 事業承継税制のさらなる見直し
- 改正民法に対応する税制改正
- 事業税の外形標準課税について、引き続き中小法人には適用しない
- 中小法人の欠損金の控除限度額については引き続き現行のままとする
- 未婚のひとり親への住民税の軽減措置
- 仮想通貨取引に係る税制及び税務執行上の対応
- 電子帳簿等保存制度の普及と税務手続のオンライン化の推進
- 地方税におけるシステム障害への対応

【その他（平成30年以前）の実現項目（一部実現項目を含む）】

- 事業承継税制の見直し
- 事業税の外形標準課税は中小法人に導入しないこと
- 災害税制の恒久化
- 取引相場のない株式の評価の適正化
- 法人税率をより一層引き下げること
- 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと
- 電子申告の利用促進・利用維持のための環境整備
- 小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税の納付期限の延長
- 個人事業者の消費税の納期限を３月末日に延長
- 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止

（２） 時代に適合する税制改正のため、税政連は積極的に対応しています。

近年、消費税の軽減税率や法人税の引き下げに伴う中小法人税制の見直し、所得控除の見直しなど、税制改革が政治の重要なテーマになり、税政連の役割が一層重要になってきています。

税政連は、❶公平な税負担、❷理解と納得のできる税制、❸適正な事務負担、❹時代に適合する税制、❺透明な税務行政の５つを基本的な視点として、税理士会の税制改正建議の実現のため、全国に300を超える税理士による国会議員等後援会と連携して、税制改正要望を国会議員へ陳情するなど、積極的に対応しています。税制改正要望実現のキーパーソンは、一人一人の税理士であり、地域に密着した全国の税政連活動の積み重ねが、要望実現につながるのです。

3．税理士会の社会貢献活動の推進

税政連は、政府が進める規制改革や社会保障・税番号制度（マイナンバー）、TPP 等の政策について、税理士制度に重大な影響を及ぼし納税者に不測の損害を与えることのないよう、日税連と連携して積極的に対応しています。

（1）コロナ禍に係る中小企業への支援

立憲民主党税理士制度推進議員連盟総会で
あいさつする太田会長

令和２年、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症への政府の経済対策の一環としての持続化給付金については、全国の税理士が中小企業に対し、相談に応じるほか申請事務のサポートを行いました。日税政は、日税連と連携して、推薦国会議員等に働きかけた結果、国会審議において、電子申請・本人申請に限るとされる持続化給付金について、中小企業や税理士の視点から、利便性や制度上の疑問点について質問が行われ、政府からの答弁を得ることができました。

（2）税務支援

税理士会の税務支援事業を視察する伊吹文明議員

税理士会は、小規模納税者等を対象として無償又は著しく低い報酬で税務相談等を行う税務支援事業に取り組んでいます。毎年、全国で約150万人の納税者の相談に応じており、税理士の延従事人数は約14万人に上ります。

税政連は、これらの税務支援事業のうち、税理士会が確定申告期に行なっている税務支援について推薦国会議員等による視察を企画し実施しています。また、団体等が低廉な費用で行う小規模事業者指導については、記帳指導の目的を逸脱して、税理士の業務を侵害することのないよう注視して対応しています。日税連においては、全国商工会連合会と秩序ある税務指導体制の確立を目指して交渉を行い、協定を結んでおります。

それ以外にも、税理士制度崩壊の危機を生じかねない場合には、国会議員等に働きかけることとなります。

（3）地方公共団体の監査制度

すべての地方公共団体は、財政のより一層の健全化に資するために、監査委員による内部監査を行なっており、都道府県・政令指定都市、中核市等は、このほかに、税理士、弁護士、公認会計士等の外部の専門家による外部監査を行なっています。税務の専門家である税理士は、税金の使われ方などについて、住民の視点に立った外部監査を行い、よりよい地域自治に貢献しています。

この外部監査制度を導入する地方自治法の改正に当たって、当初はその担い手として税理士が明記されていませんでしたが、監査の実効性を担保するためには税理士を活用すべきであるとして運動を展開した結果、法案が修正され、税理士が担い手として明記されました。

日税政は、日税連と連携して、監査委員や外部監査制度における税理士選任の推進に積極的に対応しています。その結果、包括監査人監査を行う100を超える地方公共団体において税理士が包括外部監査人に選任されました。

（４）政治資金監査人制度

国会議員関係政治団体は、政治資金規正法により、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士、弁護士、公認会計士）による政治資金監査を受けることが義務付けられています。

登録政治資金監査人制度については、税理士が積極的に登録政治資金監査人として登録し、当該監査に従事するよう、日税連・税政連と連携し必要な施策を講じています。令和２年10月９日現在、登録政治資金監査人5,031人中、税理士の登録は3,782人に上ります。

（５）政策担当秘書制度

平成30年、日税政が、日税連と連携して要望してきた「国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規定」の改正が実現し、税理士が政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができるものに追加されました。国会議員の政策担当秘書は、国会議員の政策立案・立法調査機能を高めるために創設されたものです。平成30年の改正以前は、政策担当秘書資格試験等実施規定では、その審査認定を受けることができる者について「司法試験、公認会計士試験、国会公務員採用Ｉ種試験等に合格している者」に限られていましたが、税政連は税理士会と連携してこれに税理士を加えるべく活動を進めた結果、この規定が改正され、要望が実現しました。

（６）社会福祉法人

平成29年4月1日施行の改正社会福祉法により、一定規模以下の社会福祉法人に対し義務付けられた社会福祉充実計画の作成に、税理士が関与することになりました。

（７）行政不服申立制度

地方公共団体には、行政不服審査法により、審理員及び不服申し立ての諮問機関としての第三者機関の設置が義務付けられています。税理士が審理員及び第三者機関の委員として活用されるよう、地方公共団体等に対し要望をしています。

（８）租税教育

日税連が積極的に推進する租税教育に関しては、文部科学大臣や関係の閣僚や議員に対し、税理士が行う租税教育へのより一層の理解と支援を求めるなど、積極的に対応しています。

（９）成年後見支援制度

成年後見制度は、認知症など判断能力が十分でない方の身上保護と財産管理の手助けをする制度です。日税連は、税理士が税務の専門家であり、相続、贈与、財産管理に関する専門家としての能力が活用されるよう、各税理士会に成年後見支援センターを設置し、研修を行い、全国の家庭裁判所へ成年後見人となる税理士の名簿を提出する等の事業を行っています。

4．中小企業支援等

税理士会は、中小企業を支援するため、中小企業会計指針の作成・普及等に携わることをはじめ、政府に協力して経営支援等を行っています。例えば、税理士は中小企業経営力強化支援法による認定支援機関制度の担い手の一つとされるなど、税理士法以外の法律においても、その職能を活用することが求められてきています。税政連は、これらの税理士の職能を活用した制度の検討にあたって、日税連と連携して、税理士会の要望実現のために積極的に対応しています。特に、会計参与については、会社法において税理士がその有資格者として規定されています。会計参与は、主として中小企業の計算書類の信頼性を高めるため、取締役と共同して計算書類を作成し、会社とは別に備え置き、開示する職務等を担うものです。税政連は、平成17年の会社法制定時には、会計参与制度の導入を訴え、その実現に努めました。また、日税政は日税連と共に、関係議員等に対し、税理士の専門家としての能力活用等を訴えるなど、積極的に対応しています。

5．業務対策等

（1）業務対策

税政連は、税理士制度に抵触するおそれのある隣接士業の制度改革や関連団体の事業などに対して、日税連と連携して、積極的に対応しています。昭和56年、平成4年、平成10年と数次にわたり、全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士法を改正し、税理士が税理士業務に付随して行う社会保険労務士の業務について撤廃を求めて運動を行いましたが、これを阻止し、従来どおり税理士業務に付随して行う社会保険労務士の業務はできることとしました。その後も、業務の範囲をめぐって一部に混乱があったことから、日税連は、全国社会保険労務士会連合会と折衝し、平成14年、確認事項として協定を締結しました。税政連は、このほかにも、日税連と連携して、税理士制度の維持発展を阻害する恐れのある動向に対して、情報を収集し迅速的確に対応しています。

（2）規制改革政策における資格制度への検討

規制改革会議等の政府の審議機関においては、かつて税理士をはじめとする資格のあり方が議論され、強制入会制や業務独占のあり方を見直すべきとの動きがありました。税政連と税理士会は、税理士制度が 国民にとってなくてはならない重要な制度であることから、税理士会への強制入会制と無償独占制度を守るため、関係議員に税理士会の主張と税理士制度の重要性を訴えるなど対応しました。

登録・入会制の問題は、税理士制度の根幹に関わる問題であり、その見直しはとうてい容認できません。規制改革の議論においては、一歩対応を誤ると制度の崩壊にも繋がりかねず、適切な対応が求められます。税政連は、今後も税理士制度に影響を与える規制改革の動向に対して、迅速的確に対応しなければなりません。

（3）社会保障・税番号制度（マイナンバー）への対応

平成28年1月から個人番号（マイナンバー）等が利用開始された社会保障・税番号制度については、税理士事務所や中小企業にも従業員の番号管理等の義務が大企業と同様に課せられました。日税連と税理士会は、この制度の円滑適正な運用に資するため、政府に協力し会員への周知と会員を通じての中小企業へのPRを進めています。同時に、納税者に過度の負担とならないよう、政府への提言を行っており、税政連は、連携してマイナンバー制度に積極的に対応しています。

（4）TPP（環太平洋経済連携協定）等の外交政策への対応

TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉分野の一つには、「越境サービス貿易」が含まれていました。今後も弁護士・公認会計士の資格が外国との条約等により相互承認された場合は、外国の弁護士・会計士による日本の税理士資格取得が認められるおそれがあることから、税政連と税理士会は、税理士制度に影響を与える政策に対しては情報収集に努め迅速的確に対応いたします。

税政連のあゆみ

昭和	38.10	全国納税者政治連盟を結成
	43. 1	全国納税者政治連盟を日本税理士政治連盟に改組
	55. 4	税理士法改正が実現（昭和55年改正）
平成	4. 7	不動産コンサルタント問題が決着
	8. 3	「南九州訴訟」で最高裁判判決
	9. 6	地方自治法改正で外部監査人の適格者に税理士を明記／税理士制度改革推進議員連盟が結成される
	13. 4	東京地方税政連から千葉県税政連が分離
	5	税理士法改正が実現（平成13年改正）
	14. 5	商法改正で現物出資等の証明者に税理士を明記
	15. 2	公認会計士法の改正に関し資格取得制度（公認会計士の資格での税理士登録）の見直しを訴える
	5	地方独立行政法人法の制定で同法人の監事に税理士を明記
	7	国立大学法人法に外部有識者の活用を規定
	17. 6	会社法が成立（会計参与制度が創設される）
	18.12	特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の見直し（適用除外となる基準所得金額を800万円→1600万円に）
	20. 1	政治資金規正法改正で登録政治資金監査人の適格者に税理士を明記
	22. 3	特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が実現（法人税法第35条）
	22.12	「更正の請求期間の見直し」「納税者権利憲章の制定」「税務調査手続の見直し」「税理士制度の見直し」が平成23年度税制改正大綱に明記
	23. 3	東日本大震災による災害関連の緊急税制改正等に関して提言及び緊急要望の実現を訴える
	24. 7	韓国税務士会、国会等を訪問し、韓国税務士制度を調査
	24. 8	メールマガジン「日本税政連ニュース」を創刊
	26. 3	税理士法改正が実現（平成26年改正）
	26. 9	ドイツ・ミュンヘン税理士会を訪問しドイツ税理士制度を調査
	27. 1	ホームページを開設
	30. 1	ホームページをリニューアル
	30. 9	政策担当秘書制度の見直しが実現

日本税理士政治連盟の組織・構成図

最高決議機関

【大　会】
代議員で構成

監査機関

会計監事

審議機関

【正副会長会】（総務）
会務運営に関する
重要事項の審議決定

各選挙候補者の
推薦の審査決定

執行機関

◇会　長
会務を総理

◇副会長
会長補佐・職務代行

【幹事会】
会務執行の重要事項の決定

【正副幹事長会】
会務執行の協議

◇幹事長
会長補佐・会務執行

◇副幹事長
幹事長補佐・職務代行

◇幹　事
会務執行に関する審議に参画

◇名誉会長

◇顧　　問

◇相 談 役

政策委員会

・業務の侵害防止対策
・業務の確保拡充対策
・基本政策の企画立案
・日税連との連絡調整

財務委員会

・財政強化の施策

組織委員会

・組織の強化確立
・各税政連との連絡調整

国対委員会

・選挙対策の企画立案
・国会対策の企画立案
・国会陳情等の国会活動
・登録政治資金監査人制度の普及

広報委員会

・機関紙の発行
・情報の収集/発信
・税政連のしおりの作成
・ホームページの管理/運営
・メールマガジンの配信

後援会対策委員会

・後援会活動支援の施策

日本税理士政治連盟

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館５階
TEL：03-5435-0910
FAX：03-6420-3372
nichizeisei@nichizeiren.jp

⓭ 九州北部税理士政治連盟
〒812-0016
福岡市博多区博多駅南1-13-21
TEL:092-473-8761
FAX:092-481-3878

⓫ 四国税理士政治連盟
〒760-0017
高松市番町2-7-12
TEL:087-823-2515
FAX:087-823-2080

⓮ 南九州税理士政治連盟
〒862-0971
熊本市中央区大江5-16-9
クラシアガーデン大江201
TEL:096-363-1191
FAX:096-371-2766

⓬ 中国税理士政治連盟
〒730-0036
広島市中区袋町4-15
中国税理士会館3階
TEL:082-246-0088
FAX:082-245-8377

⓯ 沖縄税理士政治連盟
〒901-0152
那覇市字小禄1831-1
沖縄産業支援センター7階
TEL:098-859-6225
FAX:098-859-6223

❶ 北海道税理士政治連盟
〒064-0823
札幌市中央区北3条西20丁目2-28
北海道税理士会館2階
TEL:011-618-5321
FAX:011-618-0635

❷ 東北税理士政治連盟
〒984-0051
仙台市若林区新寺1-7-41
東北税理士会館
TEL:022-293-0503
FAX:022-293-6731

❸ 関東信越税理士政治連盟
〒330-0842
さいたま市大宮区浅間町2-7
TEL:048-643-1661
FAX:048-643-1475

❹ 千葉県税理士政治連盟
〒260-0024
千葉市中央区中央港1-16-12
千葉県税理士会館3階
TEL:043-243-1526
FAX:043-243-1553

❺ 東京税理士政治連盟
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館3階
TEL:03-3356-4479
FAX:03-3356-4459

❻ 東京地方税理士政治連盟
〒220-0022
横浜市西区花咲町4-106
東京地方税理士会館2階
TEL:045-243-0521
FAX:045-243-0522

❼ 北陸税理士政治連盟
〒920-0022
金沢市北安江3-4-6
TEL:076-223-1841
FAX:076-223-1873

❽ 東海税理士政治連盟
〒450-0003
名古屋市中村区名駅南2-14-19
住友生命名古屋ビル22階
TEL:052-581-7508
FAX:052-561-2866

❾ 名古屋税理士政治連盟
〒464-0841
名古屋市千種区覚王山通8-14
税理士会ビル4階
TEL:052-752-7097
FAX:052-752-5055

⓪ 近畿税理士政治連盟
〒540-0012
大阪市中央区谷町1-5-4
近畿税理士会館5階
TEL:06-6944-9040
FAX:06-6944-9050

名称（税政連）	管　轄（都道府県）　※令和2年12月31日現在
北　海　道	北海道
東　　北	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
関東信越	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県
千　葉　県	千葉県
東　　京	東京都
東京地方	神奈川県、山梨県
北　　陸	石川県、福井県、富山県
東　　海	愛知県（名古屋税政連の管轄を除く）、静岡県、三重県
名　古　屋	愛知県（名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、及び知多郡）、岐阜県
近　　畿	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
四　　国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
中　　国	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
九州北部	福岡県、佐賀県、長崎県
南　九　州	熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県
沖　　縄	沖縄県

日本税理士政治連盟

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5F
TEL 03-5435-0910　FAX 03-6420-3372
E-mail　nichizeisei@nichizeiren.jp